様式ID	NTA0K0B790010120

特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書

（　　年分）

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　寄附金控除額の計算

寄附金控除額の計算	寄附金の区分等	適用対象額（最高８百万円※）	①	円	← 「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書」の「３　控除対象特定株式の取得に要した金額の計算」欄の⑤の**適用対象額**を転記してください。 なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、まず、下の「**２　控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細**」欄により**適用対象額**の合計を計算し、その金額を転記してください。 ※適用対象額は、最高８百万円です。なお、裏面の１の④に掲げる株式のうち令和３年３月 31 日までの間に指定を受けた指定会社により発行される株式又は復興株式を払込みにより取得した場合は、１千万円を限度とします。
		①以外の寄附金の額	②		
		①　＋　②	③		
	所得金額の合計額		④		← **申告書第二表**の「**寄附金控除に関する事項**」欄の**寄附金**の額から①の金額を除いたものを記入してください。
	④　×　40％		⑤		← (注) **申告書第二表**の「**寄附金控除に関する事項**」欄の**寄附金**の額と同額になります。
	③と⑤のいずれか少ない方の金額		⑥		
	寄附金控除額（⑥　－　２千円）		⑦	（赤字のときは０）	← **申告書第一表**の「**所得金額等**」欄の**合計**を転記してください。 (注)次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。 ・退職所得及び山林所得がある場合･･･その所得金額 ・ほかに申告分離課税の所得がある場合･･･その所得金額（特別控除前の金額） なお、損失申告の場合には、**申告書第四表（損失申告用）**の「**４繰越損失を差し引く計算**」欄の ㊸ の金額を転記してください。
取得費の調整対象額の計算	⑤　－　②		⑧	（赤字のときは０）	
	①と⑧のいずれか少ない方の金額		⑨		← **申告書第一表**の「**所得から差し引かれる金額**」欄の**寄附金控除**に転記してください。
	取得費の調整対象額（⑨　－　２千円）		⑩	（赤字のときは０）	← 控除対象特定新規株式と同一銘柄の株式の取得価額から控除されます。控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、下の「**２　控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細**」により、銘柄ごとに取得費の調整対象額を計算してください。

2　控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細

			Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	合　計（Ⓐ＋Ⓑ＋Ⓒ）
	控除対象特定新規株式の銘柄					
	適用対象額（注１）	⑪	円	円	円	円
取得費の調整対象額の計算	各控除対象特定新規株式の適用対象額の合計に占める割合	⑫	(Ⓐの⑪／合計の⑪)　％	(Ⓑの⑪／合計の⑪)　％	(Ⓒの⑪／合計の⑪)　％	％ 100.00
	⑨　×　⑫	⑬	(⑨×Ⓐの⑫)　円	(⑨×Ⓑの⑫)　円	(⑨×Ⓒの⑫)　円	(⑨)　円
	２千円控除の内訳（注２）	⑭				2,000
	取得費の調整対象額（⑬　－　⑭）	⑮	(赤字のときは０)	(赤字のときは０)	(赤字のときは０)	―

(注) 1　⑪欄には、「**特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書**」の「**３　控除対象特定株式の取得に要した金額の計算**」欄の⑤の**適用対象額**を、控除対象特定新規株式の銘柄ごとに転記してください。
2　⑭欄は、Ⓐから©の合計額が 2,000 円となるように記入してください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

税務署整理欄	
資産課税部門	

07.11